

殿

2000年11月17日

「自然エネルギー発電促進法案」の成立に向けた要望申し入れ

謹んで申し上げます。諸先生方におかれましては、つつがなくご清祥のことと拝察いたします。

折しも COP6 が開幕する中、発電分野における自然エネルギーの普及措置（いわゆる政府による自然エネルギー電力購入ルール）は、量的にも速度としても最も確実な政策措置として認識されており、既に欧州を中心に、「自然エネルギー発電促進法案」に類似した政治的なイニシアティブのもとで、自然エネルギーの普及が強力に進められています。その欧州に大きく後れをとった日本としては、地球温暖化防止京都会議の国際公約を達成しながら、欧米を凌駕する自然エネルギーの普及促進を実現するためには、本法案の成立が不可欠な状況となっております。

日本には、商業化の盛んな風力発電や太陽光発電のみならず、間伐材を含む農林畜産廃棄物からのバイオエネルギー、中小河川における小水力エネルギー、地下マグマを利用する地熱など、幅広い種類の自然エネルギーが、全国的に豊富に存在します。自然エネルギーからの電力買い取りのルール化、および適切な買い取り価格保証（発電量に応じた購入価格補助）という2つの柱を含む実効性のある「自然エネルギー発電促進法案」の成立によって、風力発電やバイオエネルギーなど日本の新しい自然エネルギー産業が興るだけでなく、地域に賦存する豊かな自然エネルギー資源が活かされることで、山村や農村などが内発的に発展できる地域活性化が期待されます。

去る10月24日に、私ども3団体による『実効性のある「自然エネルギー発電促進法案」の早期成立を求める緊急集会』呼びかけに呼応して、170名を越える地方公共団体の首長、市民団体、事業者が参議院議員会館に集まりました。賛同の声を寄せていただいた地域や市民はもっと数多くに上っており、300もの地方議会で「自然エネルギー促進法早期制定を求める意見書」が採択されております。このことは、自然エネルギー発電促進法に対する地域や市民からの期待が、いかに大きいかを示しております。

先の通常国会では、残念ながら自然エネルギー発電促進法は上程されませんでした。自民党を除くすべての政党では、同法案成立への了解がなされました。総選挙後の8月3日に開催され、新たに橋本龍太郎前首相を会長に選出した同議連総会では、本臨時国会での上程、成立が確約されたと認識しております。

ところが臨時国会も終盤を迎えて、未だに自然エネルギー発電促進法上程の気配が見られないことは、誠に遺憾に思われます。これまでの超党派の議連や私たちが主催した円卓会議など、公開のもとでの広範な議論の積み重ねを尊重して、官僚や電力会社ではなく、「国民」に顔を向けたご英断をお願い申し上げます。

自然エネルギー発電促進法の動向は、全国民が注視しております。真に「国益」に適う「自然エネルギー発電促進法案」の成立に向けて、そして日本の自然エネルギーの普及促進と日本の未来に向けて、なにとぞご英断いただきますよう、ここに心からお願い申し上げます。

謹言

風力発電推進市町村全国協議会 会長 舘林茂樹
環境自治体会議 事務局長 須田春海
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表 飯田哲也